

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年9月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000120号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000019号

第1 結論

平成10年2月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年2月

私は、年金事務所から請求期間の納付記録がないと通知を受けたが、請求期間の口座振替納付済通知書を保管しており、当該写しを提出するので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成10年2月16日付けでA市長が発行した平成9年度口座振替納付済通知書(以下「口座振替通知書」という。)に記載された振替日が同年2月2日であることから、口座振替通知書は請求期間の国民年金保険料を納付した証拠資料である旨主張している。

しかしながら、B市は、上記口座振替通知書は平成10年1月31日が土曜日だったため、翌日以降最初の金融機関の営業日である同年2月2日に同年1月分の保険料を口座振替で納付したことを通知したものである旨回答している。

また、請求者の母親から提出された、平成10年3月28日発行の平成9年度国民年金保険料納付通知書綴り(以下「平成9年度納付通知書」という。)の国民年金保険料領収証書には納付済の表示がなく、請求期間に係る納付済通知書(納付書)が未使用であることが確認できる上、請求者自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする請求者の母親は、請求期間の保険料をどのように納付したか覚えていない旨陳述している。

さらに、日本年金機構が保管している請求者に係るA市の平成9年度国民年金保険料納付台帳(平成13年2月9日作成)によると、請求期間は未納(納付額、納付日、金融コード及び納付区分はすべて空欄)であり、B市から提出された住民情報年金納付記録被保険者基本照会においても請求期間の保険料は納付されていないことが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に「*」とは別の国民年金手帳記号番号及び基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。